

## 旧R D最終処分場有害物調査検討委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 (株)アール・ディエンジニアリング最終処分場跡地(以下「旧処分場」という。)において滋賀県が行う有害物調査および対策工基本方針の検討にあたり、理工学的事項について専門的な意見を反映させるため、「旧R D最終処分場有害物調査検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する趣旨を達成するため、次に掲げる事項に関し専門的見地から助言を行うものとする。

- (1) 旧処分場における廃棄物および地下水等の調査の実施ならびに調査結果(既往調査の結果を含む。)の評価
- (2) 生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去に係る効果的、合理的な対策工基本方針の検討
- (3) その他前条に規定する趣旨の達成のために必要な事項

### (組 織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する学識経験者5名以内の委員をもって組織する。

2 委員会に委員長および副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により定める。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 第1項の規定に関わらず、知事は、必要に応じて、委員会にオブザーバーを置くことができる。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年9月30日までとする。

2 委員会が廃止される場合には、委員の任期は、前項の規定にかかわらず、その廃止の時に満了する。

### (会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できない場合には、文書等により意見を述べるができる。

3 委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員会は、公開とする。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

1 この要綱は、平成22年10月5日から施行する。

2 この要綱は、平成23年2月17日から施行する。

3 この要綱は、平成24年3月12日から施行する。